

おくやみ手続きガイド



北上市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族のみなさまへ

ご親族のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

北上市では、死亡後の必要な手続きを少しでも負担なく行っていただけけるよう、「おくやみ手続きガイド」を作成いたしました。また、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できる「おくやみ手続きナビ」も用意しておりますので、合わせてご活用いただければ幸いです。

何かご不明な点がございましたら、どうぞお気軽に各担当窓口にお問い合わせください。

北上市

おくやみ手続きナビのご案内

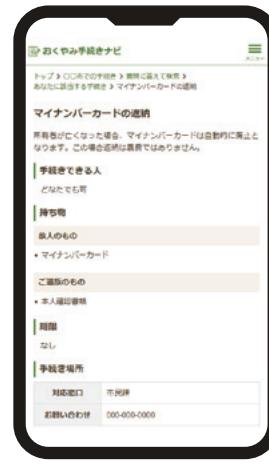
質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (34 ページ参照) 	
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺言書の調査・ 遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	(35 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (35 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (36 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

北上市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

おくやみ手続きナビのご案内

質問に答えるだけで手続きを確認できる
おくやみ手続きナビもご活用ください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	担当窓口	詳細ページ	
住民登録	マイナンバーカードを持っていた	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの保管	市民課 市民係	P.7	
	世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	<input type="checkbox"/>	世帯主変更届			
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証(カード)返却・破棄		P.8	
年金	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金の請求	国保年金課 国保年金係	P.9	
	国民年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	死亡一時金の請求			
	厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた	<input type="checkbox"/>	遺族厚生年金の請求	年金事務所	P.10	
	年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	受給権者死亡届	国保年金課 国保年金係		
		<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求			
	障がい者扶養共済制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	年金支給請求	障がい福祉課 相談認定係	P.11	
	夫であり結婚してから10年以上たっている	<input type="checkbox"/>	寡婦年金の請求	国保年金課 国保年金係	P.12	
	農業者年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	農業者年金の死亡届	花巻農業協同組合		
保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請・世帯主変更	国保年金課 国保年金係	P.13	
	後期高齢者医療被保険制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請・世帯主変更・資格喪失届	国保年金課 公費医療係	P.14	
	限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証等の返却	国保年金課 国保年金係	P.15	
	特定疾病療養受療証を持っていた	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証の返却	国保年金課 国保年金係 公費医療係		

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	担当窓口	詳細ページ
介護保険	介護保険被保険者証を持っていた	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証の返却	長寿介護課 介護審査係	P.16
	介護保険の負担割合証を持っていた	<input type="checkbox"/>	介護保険負担割合証の返却		
	介護保険負担限度額認定証を持っていた	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証の返却		
子ども	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	受給事由消滅届・受給者変更・資格喪失等の手続き	子育て支援課 育児支援係	P.17
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	受給事由消滅届・受給者変更・資格喪失等の手続き		
			ひとり親家庭等医療費助成の資格消滅届	国保年金課 公費医療係	
	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	受給者変更・資格喪失等の手続き	子育て支援課 育児支援係	P.19
	妊娠婦、ひとり親家庭医療費受給資格証の受給者本人または保護者等世帯員	<input type="checkbox"/>	医療費受給資格証の返却・受給資格変更届	国保年金課 公費医療係	
	配偶者が死亡し20歳未満の子どもがいる	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給申請	子育て支援課 育児支援係	P.20
			ひとり親家庭等医療費助成の申請	国保年金課 公費医療係	
	子どもが保育園に入所している	<input type="checkbox"/>	保育所等の手続き	子育て支援課 保育係	P.21
	子どもが学童に入所している	<input type="checkbox"/>	学童保育の手続き	学童保育所	
	子ども医療費受給資格証の受給者本人または保護者等世帯員	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格証の返却・受給資格変更届	国保年金課 公費医療係	
福祉（障がい）	身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳を持っていた	<input type="checkbox"/>	手帳の返却	障がい福祉課 自立支援係	P.22
	特別障がい者手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	受給資格者の喪失届・未支払手当請求		
	障がい児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	受給資格者の死亡届		
	重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた	<input type="checkbox"/>	受給者証の返却・受給資格変更届	国保年金課 公費医療係	P.23
	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	<input type="checkbox"/>	受給者証の返却	障がい福祉課 自立支援係	
	障がい者扶養共済制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	弔慰金支給請求	P.24	
	生活保護を受けていた	<input type="checkbox"/>	状況変動に関する届出		地域福祉課 生活保護係
	在宅酸素療法患者助成認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	資格喪失届	障がい福祉課 自立支援係	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	担当窓口	詳細ページ
税金	普通自動車を持っていた	<input type="checkbox"/>	名義変更または廃車手続き	岩手運輸支局	P.25
	軽自動車を持っていた	<input type="checkbox"/>		軽自動車検査協会岩手事務所	
	原付バイクを持っていた	<input type="checkbox"/>		市民税課 諸税係	P.26
	126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	<input type="checkbox"/>		岩手運輸支局	
	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	<input type="checkbox"/>		市民税課 諸税係	P.27
	小型特殊自動車を持っていた	<input type="checkbox"/>		法務局	
	資産がある	<input type="checkbox"/>		資産税課 土地評価係 家屋評価係	P.28
	代表として固定資産を共有していた	<input type="checkbox"/>		資産税課 家屋評価係	
	未登記家屋がある	<input type="checkbox"/>		市民税課 賦課係	P.29
	市・県民税、森林環境税が課されていた	<input type="checkbox"/>		収納課 整理係	
その他	市税等を口座振替していた	<input type="checkbox"/>			
	犬を飼っていた	<input type="checkbox"/>	登録変更の届出	環境政策課 環境係	P.30
	農地を相続した	<input type="checkbox"/>	相続等の届出	農業委員会事務局 農地係	
	山林を相続した	<input type="checkbox"/>	森林の土地所有者届	農林企画課 農地林務係	
	市営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	異動手続き	都市計画課 住宅政策係 市営住宅管理センター	P.31
	市営墓地を使用していた、市営墓地に埋葬する	<input type="checkbox"/>	使用者等の死亡手続き	環境政策課 環境係	
	戦没者等の妻に対する特別給付金、または戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受給していた	<input type="checkbox"/>	国債の記名変更の手続き	郵便局	P.32

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの保管

内容	期 限
所有者が亡くなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。亡くなった後も、税や保険等の手続きでマイナンバーを使用する場合があるため、そのまま保管していただいてかまいません。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のマイナンバーカード	市民課市民係 📞 0197-72-8200

世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

内容	期 限
亡くなった方が世帯主で、同一の世帯に15歳以上の方が2人以上いた場合のみ届出が必要となります。	死亡から14日以内
手続き可能な人	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	市民課市民係 📞 0197-72-8200

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

内容	期 限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の印鑑登録証（カード）	どなたでも可

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

内容	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなった場合、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	支給事由が生じた日の翌日から 5 年以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のものも含む） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 基礎年金番号が分かる書類（ご遺族のものも含む）	国保年金課国保年金係 📞 0197-72-8204

国民年金に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

内容	期 限
亡くなった方が死亡日の前日までに3年以上第1号被保険者として保険料を納めているとき、生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。なお、亡くなった方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡日の翌日から 2 年以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のものも含む） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 基礎年金番号が分かる書類（ご遺族のものも含む）	国保年金課国保年金係 📞 0197-72-8204

厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

内容	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者が亡くなった場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受け取ることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
必要なもの	手続き可能な人
年金事務所へご確認ください。	ご遺族
	問い合わせ先
	年金事務所

年金を受給していた

手続き① 年金の受給権者死亡届

内容	期 限
年金を受給している方が亡くなった場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	死亡日の翌日から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍抄本、住民票除票、死亡診断書の写しのいずれか <input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書	ご遺族
	問い合わせ先
	国保年金課国保年金係 📞 0197-72-8204

2. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き② 未支給年金の請求

内容	期 限
年金を受給している方が亡くなった場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へご確認ください。	支給事由が生じた日の翌日から5年以内
手続き可能な人	ご遺族
問い合わせ先	国保年金課国保年金係 📞 0197-72-8204
必要なもの	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 生計同一関係申立書（請求者が別住所の場合）

障がい者扶養共済制度に加入していた

手続き 障がい者扶養共済制度の年金支給請求

内容	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障がい者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし
手続き可能な人	ご遺族
問い合わせ先	障がい福祉課相談認定係 📞 0197-72-8214
必要なもの	<input type="checkbox"/> 住民票（ご遺族および障がいのある方のもの） ※他の書類の提出が必要な場合があります。詳しくは担当課にご確認ください。

夫であり結婚してから10年以上たっている

手続き 寡婦年金の請求

内容	期 限
寡婦年金は、10年以上国民年金保険料納付期間及び免除期間のある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができるものです。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	支給事由が生じた日の翌日から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 基礎年金番号が分かる書類（ご遺族のものも含む）	継続した婚姻期間が10年以上ある妻（事実婚含む）
必要なもの	問い合わせ先
	国保年金課国保年金係 ☎ 0197-72-8204

農業者年金に加入していた

手続き 農業者年金の死亡届

内容	期 限
亡くなった方が農業者年金の加入者または受給者だった場合、死亡に関する届出が必要です。また、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。	死亡から10日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 農業者年金被保険者証または年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなった日が分かる書類（住民票除票・戸籍抄本など）	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	花巻農業協同組合

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

内容	期 限
加入者が亡くなった場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（喪主のもの） <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬祭領収書（喪主が確認できる書類） <input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険資格確認書	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
	国保年金課国保年金係 📞 0197-72-8204

手続き② 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなった方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から 14 日以内
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 世帯全員分の国民健康保険資格確認書	国保年金課国保年金係 📞 0197-72-8204

後期高齢者医療被保険制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

内容	期 限
加入者が亡くなった場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
手続き可能な人	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（葬祭執行者のもの）	国保年金課公費医療係 📞 0197-72-8205

手続き② 後期高齢者医療の世帯主変更

内容	期 限
亡くなった方が世帯主で同じ世帯に後期高齢者医療被保険者がいる場合は届出が必要です。	死亡から 14 日以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	国保年金課公費医療係 📞 0197-72-8205

手続き③ 後期高齢者医療保険の資格喪失届

内容	期 限
被保険者が亡くなった場合、市役所窓口で返却していただく必要があります。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書	国保年金課公費医療係 📞 0197-72-8205

3. 保険に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返却

内容	期 限
国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなった場合には、認定証を返却していただく必要があります。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または限度額適用 / 標準負担額減額認定証	国保年金課国保年金係 📞 0197-72-8204

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

内容	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなった場合には、受療証を返却していただく必要があります。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	国保年金課国保年金係・ 公費医療係 📞 0197-72-8204・8205

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

内容	期 限
亡くなった方の介護保険被保険者証の返却、保険料還付口座の登録(亡くなつた方が65歳以上の場合)をしていただく必要があります。	死亡から14日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	長寿介護課介護審査係
<input type="checkbox"/> 亡くなつた方が65歳以上の場合口座番号確認書類(ご遺族のもの)	📞 0197-72-8219

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却

内容	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却してください。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	長寿介護課介護審査係
	📞 0197-72-8219

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

内容	期 限
亡くなつた方の負担限度額認定証について、市役所の窓口で返却してください。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	長寿介護課介護審査係
	📞 0197-72-8219

5. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き① 児童手当の受給事由消滅届

内容	期 限
児童手当の対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から 14 日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 死亡診断書	
	問い合わせ先 子育て支援課育児支援係 📞 0197-72-8261

手続き② 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

内容	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から 14 日以内 手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 健康保険等の加入状況が分かるもの（資格確認書等）	
	問い合わせ先 子育て支援課育児支援係 📞 0197-72-8261

MEMO

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の受給事由消滅届

内容	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から 14 日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	子育て支援課育児支援係 📞 0197-72-8261

手続き② 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

内容	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	死亡から 14 日以内 手続き可能な人 ご遺族
また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	子育て支援課育児支援係 📞 0197-72-8261

手続き③ ひとり親家庭等医療費等助成の資格消滅届

内容	期 限
ひとり親家庭医療費助成受給者証の受給者が亡くなった場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成受給証	国保年金課公費医療係 📞 0197-72-8205

5. 子どもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

内容	期 限
【保護者が亡くなった場合】 亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	なし 手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請に関係する全ての方のもの） <input type="checkbox"/> 死亡診断書または戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	問い合わせ先 子育て支援課育児支援係 📞 0197-72-8261

内容	期 限
【児童が亡くなった場合】 亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	死亡から 14 日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	問い合わせ先 子育て支援課育児支援係 📞 0197-72-8261

妊娠婦、ひとり親家庭医療費受給資格証の受給者本人または保護者等世帯員

手続き 医療費受給資格証の返却、保護者変更等受給資格変更届

内容	期 限
医療費助成受給者証の受給者本人が亡くなった場合は死亡日をもって資格喪失となります。未給付金は相続人が受け取ることができます。保護者等世帯員が亡くなった場合は、資格内容の変更が必要となる場合があります。	証書の返却期限はなし 給付請求は診療月の翌日から 2 年 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの <input type="checkbox"/> 医療費受給証 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（保護者または相続人のもの） <input type="checkbox"/> その他変更届に応じた確認書類	問い合わせ先 国保年金課公費医療係 📞 0197-72-8205

配偶者が死亡し20歳未満の子どもがいる

手続き① 児童扶養手当の受給申請

内容	期 限
配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のものも含む）	ご遺族
	問い合わせ先 子育て支援課育児支援係 📞 0197-72-8261

手続き② ひとり親家庭等医療費助成の申請

内容	期 限
配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。児童扶養手当の受給認定後に手続きをすることができます。	児童扶養手当決定通知日の翌月末日までの申請により遡って認定できる場合があります。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（児童扶養手当受給者と子ども全員のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 健康保険等の加入状況が分かるもの（資格確認書等） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（児童扶養手当受給者のもの） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当決定通知書、児童扶養手当証書	児童扶養手当受給者
	問い合わせ先 国保年金課公費医療係 📞 0197-72-8205

5. 子どもに関する手続き

子どもが保育園に入所している

手続き 保育所等の手続き

内容	期 限
保育所・保育園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課保育係 📞 0197-72-8260

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

内容	期 限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	学童保育所

子ども医療費受給資格証の受給者本人または保護者等世帯員

手続き 子ども医療費受給資格証の返却、保護者変更等受給資格変更届

内容	期 限
子ども医療費助成受給者証の受給者本人が亡くなった場合は死亡日をもって資格喪失となります。未給付金は相続人が受け取ることができます。保護者等世帯員が亡くなった場合は、資格内容の変更が必要となる場合があります。	証書の返却期限はなし 給付請求は診療月の翌日から2年
必要なもの	手続き可能な人 ご遺族
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給証 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（保護者または相続人のもの） <input type="checkbox"/> その他変更届に応じた確認書類	問い合わせ先 国保年金課公費医療係 📞 0197-72-8205

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた

手続き 手帳の返却

内容	期 限
亡くなった方が身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、手帳を返却していただく必要があります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳	どなたでも可
	問い合わせ先
	障がい福祉課自立支援係 📞 0197-72-8216

特別障がい者手当を受給していた

手続き 特別障がい者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求

内容	期 限
特別障がい者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	ご親族
	問い合わせ先
	障がい福祉課自立支援係 📞 0197-72-8216

障がい児福祉手当を受給していた

手続き 障がい児福祉手当の受給資格者の死亡届

内容	期 限
障がい児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの）	ご遺族
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	問い合わせ先
	障がい福祉課自立支援係 📞 0197-72-8216

6. 福祉(障がい)に関する手続き

重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障がい者医療費受給者証の返却、保護者変更等受給資格変更届

内容	期限
重度心身障がい者医療費助成受給者証の受給者本人が亡くなった場合は死亡日をもって資格喪失となります。未給付金は相続人が受け取ることができます。保護者等世帯員が亡くなった場合は、資格内容の変更が必要となる場合があります。	証書の返却期限はなし 給付請求は診療月の翌日から2年
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費受給証 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(相続人のもの) <input type="checkbox"/> その他変更届に応じた確認書類	国保年金課公費医療係 📞 0197-72-8205
手続き可能な人	ご遺族

自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返却

内容	期限
亡くなった方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却してください。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)	障がい福祉課自立支援係 📞 0197-72-8216

障がい者扶養共済制度に加入していた

手続き 障がい者扶養共済制度の弔慰金支給請求

内容	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 住民票（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 障がい者扶養共済制度年金証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	
問い合わせ先	障がい福祉課自立支援係 📞 0197-72-8216

生活保護を受けていた

手続き 生活保護の状況変動に関する届出

内容	期 限
亡くなった方が生活保護を受給していた場合、届出が必要です。	すみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 死亡届の写し（他市町村で死亡届を提出した場合）	
問い合わせ先	地域福祉課生活保護係 📞 0197-72-8215

在宅酸素療法患者助成認定を受けていた

手続き 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成認定資格喪失届

内容	期 限
亡くなった方が在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成認定を受けていた場合、資格喪失の届出が必要です。	すみやかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	
<input type="checkbox"/> ご遺族の口座番号確認書類（未請求の助成金がある場合）	
問い合わせ先	障がい福祉課自立支援係 📞 0197-72-8216

7. 税金に関する手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更または廃車手続き (相続)

内容	期 限
普通自動車の所有者が亡くなった場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きをする必要があります。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人またはご遺族
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご確認ください。	問い合わせ先 新所有者の住所を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所 岩手運輸支局 📞 050-5540-2010 ※県外の運輸支局等は各自ご確認ください。

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更または廃車手続き (相続)

内容	期 限
軽自動車の所有者が亡くなった場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きをする必要があります。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人またはご遺族
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、軽自動車協会にご確認ください。	問い合わせ先 新たな定置場（使用の本拠）を管轄する軽自動車検査協会 軽自動車検査協会岩手事務所 📞 050-3816-1833 ※県外の事務所は、各自ご確認ください。

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの名義変更または廃車手続き

内容	期 限
原付バイクの所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート（同一世帯員に変更する場合は持参不要）	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	市民税課諸税係 📞 0197-72-8210

126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の名義変更または廃車手続き

内容	期 限
126～250ccのバイク（軽二輪）の所有者が亡くなった場合は、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご確認ください。	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	新たな定置場（使用の本拠）を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所 岩手運輸支局 📞 050-5540-2010 ※県外の運輸支局等は各自ご確認ください。

7. 税金に関する手続き

250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の名義変更または廃車手続き

内容	期 限
排気量250cc超のバイク（小型二輪）の所有者が亡くなった場合は、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご確認ください。	新たな定置場（使用の本拠）を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所 岩手運輸支局 📞 050-5540-2010 ※県外の運輸支局等は各自ご確認ください。

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の名義変更または廃車手続き

内容	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車のナンバープレート（同一世帯員に変更する場合は持参不要）	市民税課諸税係 📞 0197-72-8210

資産がある

手続き 不動産の所有権移転登記申請

内容	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	所有権を取得したことを知った日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
法務局へご確認ください。	相続人
	問い合わせ先
	法務局

代表として固定資産を共有していた

手続き 固定資産の相続人（現所有者）代表者の指定届出

内容	期 限
固定資産の所有者が亡くなった場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人のもの）	相続人
<input type="checkbox"/> 相続人や相続内容の分かる書類	問い合わせ先
	資産税課土地評価係・家屋評価係
	📞 0197-72-8211・8212

未登記家屋がある

手続き 未登記家屋の所有者変更届

内容	期 限
亡くなった方が未登記家屋を所有している場合、所有者変更の手続きが必要です。	亡くなった日の翌年1月末日
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	相続人
<input type="checkbox"/> 相続人や相続内容の分かる書類	問い合わせ先
	資産税課家屋評価係
	📞 0197-72-8212

7. 税金に関する手続き

市・県民税、森林環境税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

内容	期 限
亡くなった方に市・県民税、森林環境税が課税されている場合、納稅通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	すみやかに
※相続人が相続放棄をされた場合、その納稅義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先 市民税課賦課係 📞 0197-72-8209
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	

市税等を口座振替していた

手続き 納稅口座の変更の届出

内容	期 限
市税等を亡くなった方の口座から口座振替していた場合、口座変更または廃止の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 納稅義務者またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先 収納課整理係 📞 0197-72-8254
<input type="checkbox"/> 納稅通知書 <input type="checkbox"/> 新たに設定したい口座の通帳やキャッシュカード <input type="checkbox"/> 上記口座の届出印	

8. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

内容	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して30日以内 手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境政策課環境係 📞 0197-72-8281

農地を相続した

手続き 農地の相続等の届出

内容	期 限
相続等で農地の権利を取得した場合、届出が必要です。	権利取得後概ね10か月以内 手続き可能な人 新しい所有者
必要なもの	問い合わせ先
なし	農業委員会事務局農地係 📞 0197-72-8246

山林を相続した

手続き 森林の土地所有者届

内容	期 限
故人が山林を所有していた場合、相続等により新たに当該山林を取得した場合には、届出が必要です。	所有者となった日から90日以内 手続き可能な人 新しい所有者
必要なもの	問い合わせ先
□ 当該土地の位置を示す地図 □ 当該土地の登記事項証明書	農林企画課農地林務係 📞 0197-72-8237

8. その他の手続き

市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅の異動手続き

内容	期 限
亡くなった方が市営住宅の入居者であった場合、退去・継承・同居者の異動手続き等が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 故人の住民票除票、戸籍抄本、死亡届記載事項証明書のうちいずれか一つ	都市計画課住宅政策係  0197-72-8278 市営住宅管理センター ^①  0197-61-5280

市営墓地を使用していた、市営墓地に埋葬する

手続き 市営墓地の使用者等の死亡手続き

内容	期 限
亡くなった方が市営墓地（藤根・後藤野）を使用していた、または市営墓地の使用者が亡くなった方を埋葬する場合は手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	市営墓地の使用者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 埋葬届（市HPダウンロード可） <input type="checkbox"/> 火葬許可証（火葬後に返却される1枚） <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証 <input type="checkbox"/> 墓地使用権承継届（使用者を埋葬する場合・市HPダウンロード可）	環境政策課環境係  0197-72-8282

戦没者等の妻に対する特別給付金、または戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受給していた

手続き 国債の記名変更の手続き

内容	期 限
戦没者等の妻に対する特別給付金国債、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金国債の記名者が死亡した場合、残りの賦札があるときは、記名者の相続人が引き続き償還金を受け取ることができます。	なし ※ただし、国債の各賦札の償還金の消滅時効に留意してください。 手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国債 <input type="checkbox"/> 国債記名者の死亡を確認できる戸籍書類 <input type="checkbox"/> 相続人との関係が証明できる戸籍書類 <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	償還金支払い場所 (郵便局)

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	北上警察署 📞 0197-61-0110 県南運転免許センター 📞 0197-44-3511
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 📞 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 保健所へお問い合わせく ださい。	中部保健所 📞 0198-22-2331
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 花巻税務署 📞 0198-23-3341
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	盛岡地方法務局花巻支局 📞 0198-24-8311
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		📞 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

..... MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

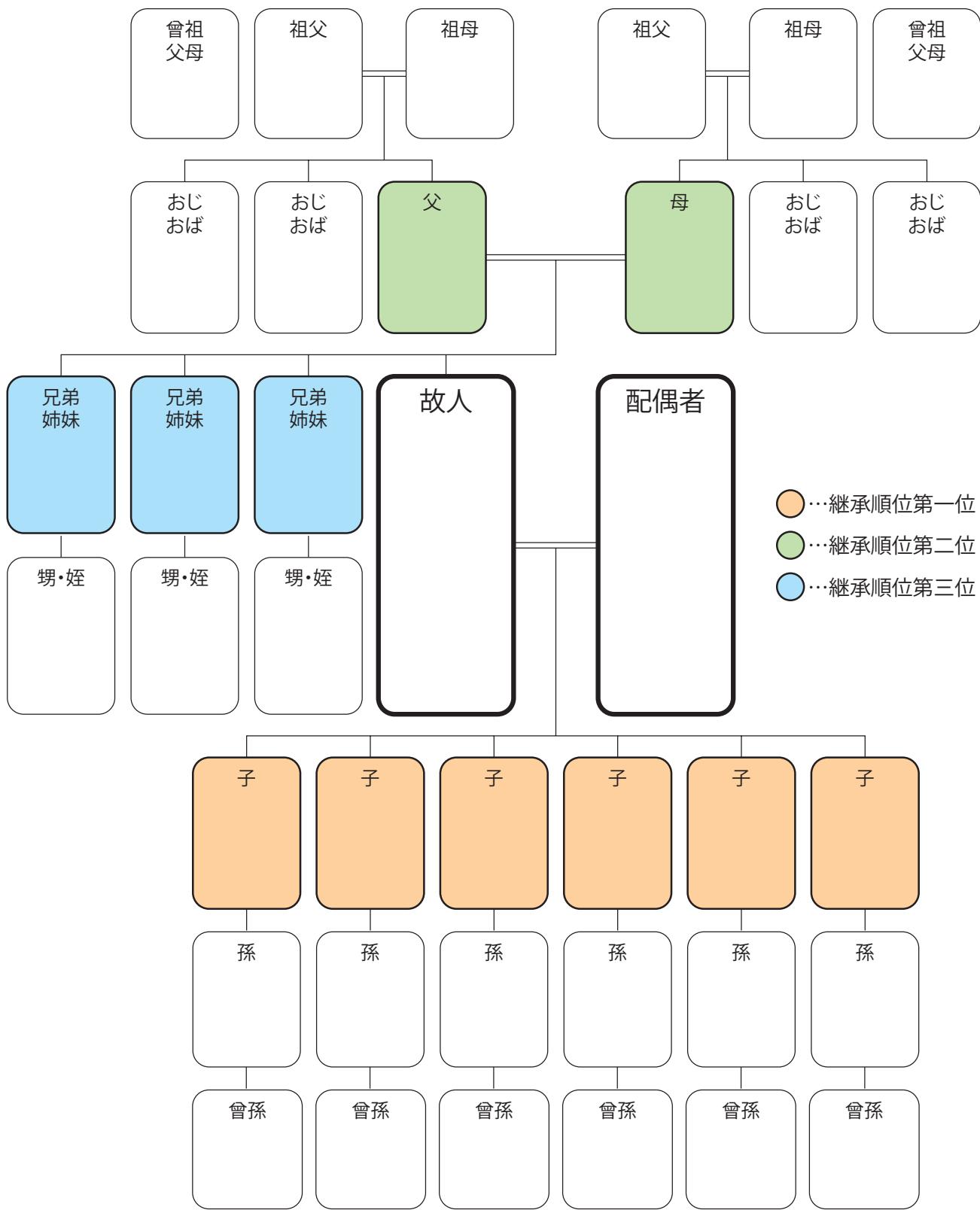
各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します!

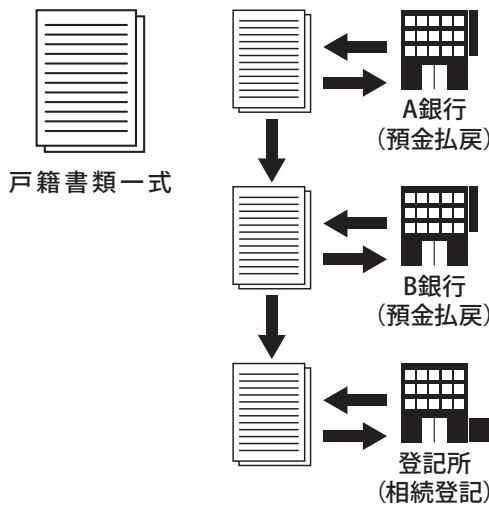
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

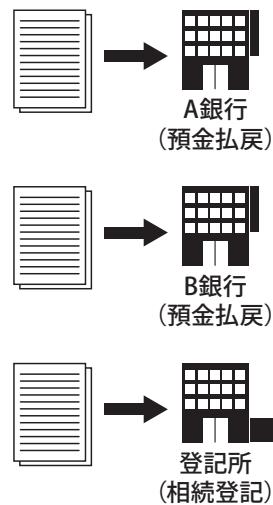
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2)弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

※コピーしてお使いください

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

キリスト

委任状

代理人

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

庁舎案内

本庁舎 テ 024-8501 北上市芳町 1-1

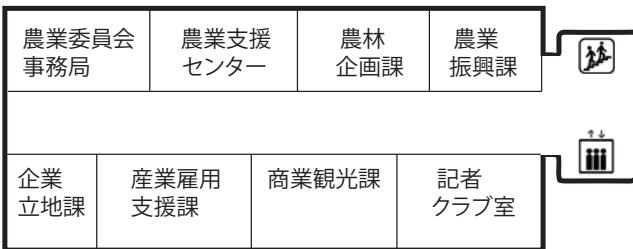
5F



4F



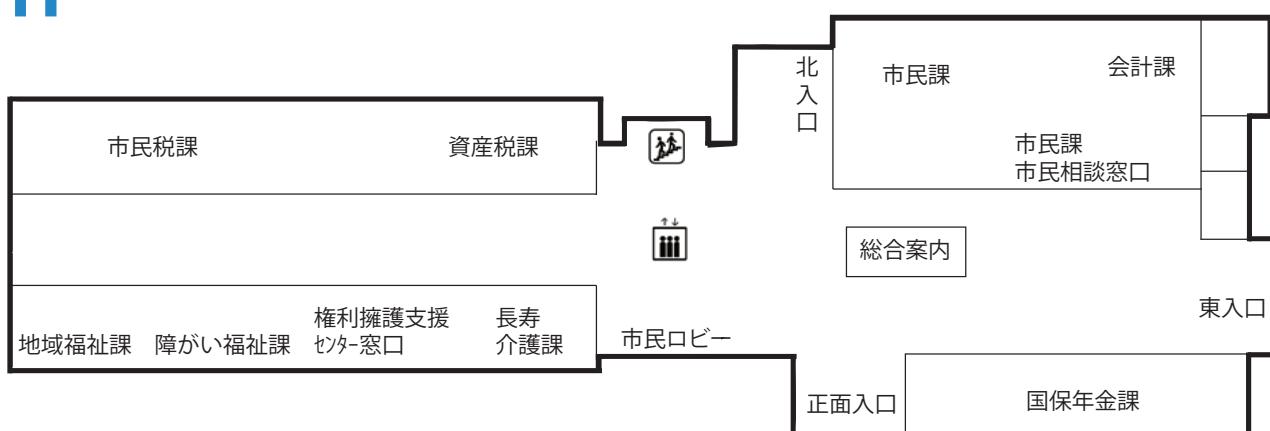
3F



2F



1F



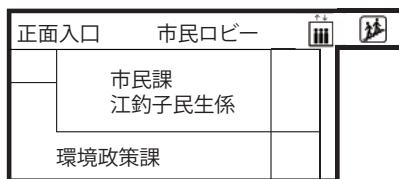
窓口の業務時間延長

毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）、本庁舎の一部と h o K k o の窓口業務の時間を 18 時 30 分まで延長しています。延長する窓口は次のとおりです（死亡届など取り扱いのできない業務もあります。詳しくは担当課にお問い合わせください）。

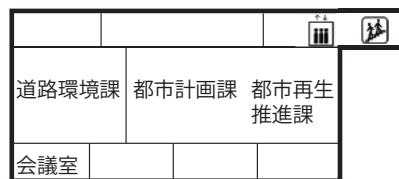
市民課・国保年金課・市民税課・資産税課・障がい福祉課・長寿介護課・収納課・子育て支援課・健康づくり課・子育て世代包括支援センター

江釣子庁舎 〒024-8502 北上市上江釣子 17-201-2

1F



2F

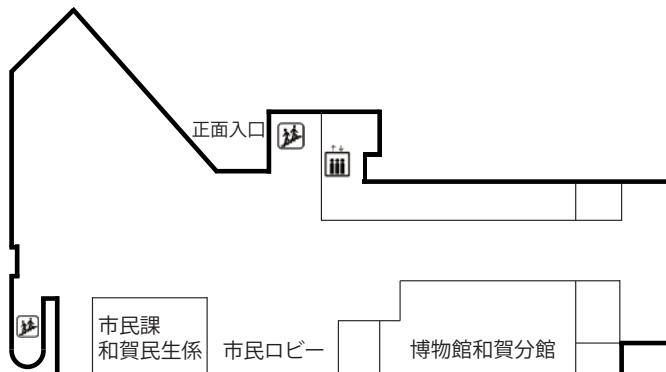


3F



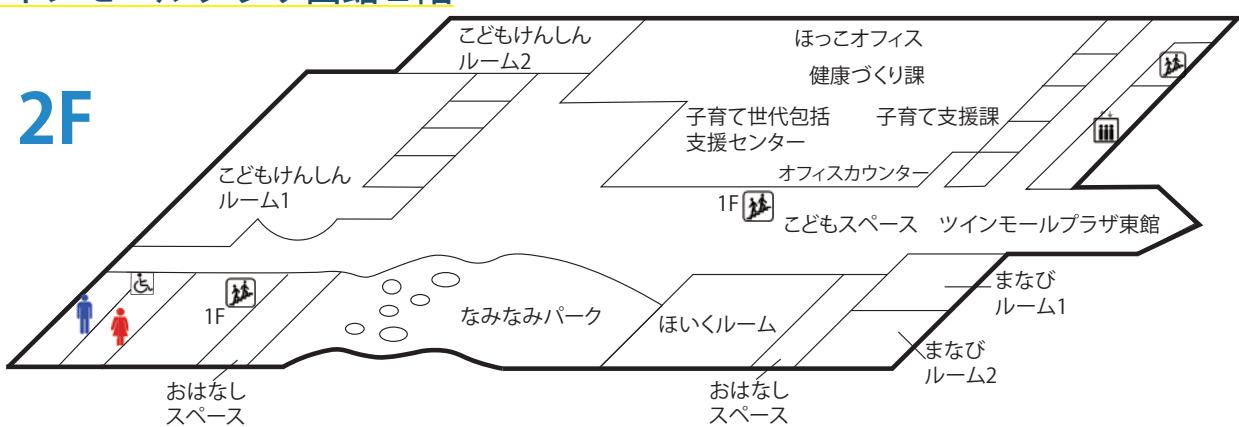
和賀庁舎 〒024-0392 北上市和賀町横川目 11-160

1F



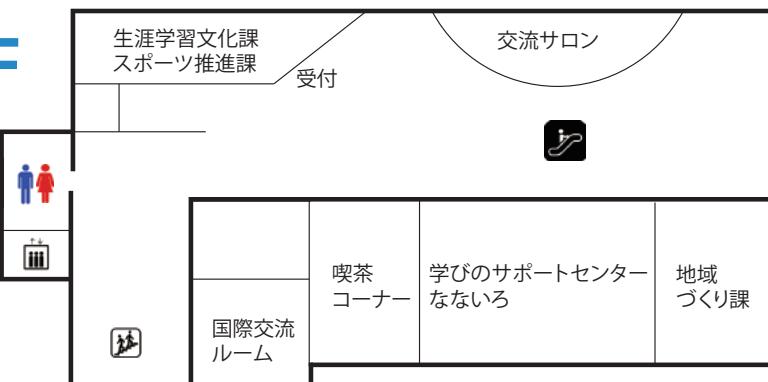
ほっこ
hoKko(保健・子育て支援複合施設) 〒024-0092 北上市新穀町一丁目 4-1
ツインモールプラザ西館 2階

2F



生涯学習センター 〒024-0061 北上市大通り一丁目 3-1
おでんせプラザぐろーぶ 3階

3F



MEMO

MEMO

MEMO

相続登記・境界測量・農地転用

司法書士法人／土地家屋調査士法人／行政書士法人

ごんとう事務所

所属／岩手県司法書士会 岩手県土地家屋調査士会 岩手県行政書士会

〒024-0094 岩手県北上市本通り三丁目2番15号

TEL: 0197-64-3268 FAX: 0197-64-3277

営業時間 午前 8:30~12:00／午後 13:00~17:00

定休日 土・日・祝日

お気軽にご相談ください



相続の登記



会社の登記



境界の測量



農地の手続き



0197-64-3268

株式会社 八重樫葬具店

真心で奉仕させていただきます

年忌法要
予約
承ります

- 病院より
ご遺体の
移送
- 供物
花輪生花の
手配
- 式場の
選定
- 仏壇仏具
一式



葬祭会館
八重葬 博愛苑

葬祭会館八重葬 博愛苑

北上市大通り4丁目7-2 FAX (0197) 63-6311

(0197) 63-2125 (代) 24時間受付 年中無休

0120-18-2125



残された家族に迷惑をかけない 春夏秋冬故人の想いが 輝き続ける樹木葬あります

鳩岡崎墓地公園
全区画ペットも一緒に入れます

永代管理で、もう誰にも迷惑をかけない



ペット供養塔



芝墓区画 一般区画



ガラス樹木葬



永代供養塔

0120-188-296

お気軽にお問い合わせ下さい

有限会社 北上石材店

〒024-0093

北上市本石町2-1-50 コメダ珈琲店隣
宗旨・宗派不問

許認可年月日／番号 H26年9月30日／北上指令第31号



査定・相談 無料

不動産買取・相続相談

ワンストップの不動産買取は丁寧な対応と

お客様の秘密と約束を守ります。

不動産の相続や税金に関するお悩みのご相談にも応じます。

※物件の条件等によりご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

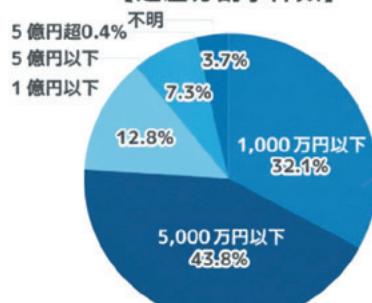


売 却

資産運用

相 繙

【遺産分割事件数】



遺産が少ないほど
「トラブル」が多くなっています。

[出展] 最高裁判所「司法統計年報 家事事件編」平成27年度

まずはお気軽にご相談ください!



株式会社ワンストップ

・岩手県宅地建物取引業協会会員
・免許番号／岩手県知事(2)第2642号

・東北地区不動産公正取引協議会加盟事業者
・不動産終活支援機構会員

〒024-0072 北上市北鬼柳32地割54-4

☎ 0197-72-6574

HPは
こちら!



物件情報は
こちら!



相続のこと

ご相談ください

家庭裁判所出身の行政書士です



相続は何から始めたらいい?

誰に相談したらいいの?

遺産分割協議書ってどう作るの?

遺言書を作ったほうがいいのかな?



相続に携わって25年
お客様の立場になって、全力で対応いたします

北上市
での
実績多数

他士業
との
スムーズな
連携

土日祝
夜間
対応可

初回面談
無料

＼ 盛岡から駆け付けます！／



行政書士わこう法務事務所

TEL: 080-9611-9591

〒020-0134 盛岡市南青山町9-21-A
岩手県行政書士会所属 若生徹也

ホームページは
こちらから



空き家の管理 でお困りではありませんか？

当社は、安心と信頼の空き家管理の全国ネット
「日本空き家サポート」と提携する「空き家サポートー」です！



ニーズに合わせて選べる！

一戸建て専用

3つの空き家管理プラン

全プラン緊急時無料巡回点検付

必要最小限の管理でリーズナブルに

ライト

月1回巡回管理 約30分

屋外

- 郵便受け確認
- 簡易清掃・雑草除去
- 建物外部目視点検
- 庭木の確認
- 管理看板の設置

5,000円／月（税込5,500円）

室内・屋外を網羅したベーシックなプラン

スタンダード

月1回巡回管理 約60分

屋外

室内

- 郵便受け確認
- 簡易清掃・雑草除去
- 建物外部目視点検
- 庭木の確認
- 管理看板の設置
- 全室換気
- 通水
- 防犯確認
- 簡易清掃
- 雨漏り等確認

10,000円／月（税込11,000円）

月2回の巡回で更に安心

スタンダードプラス

月2回巡回管理 約30分+約60分

ライト

月1回
約30分
屋外

スタンダード

月1回
約60分
屋外・室内

+

13,000円／月（税込14,300円）

売りたい・貸したい・まだ何も決まっていない……なんでもお気軽にご相談ください！



公益社団法人全日本不動産協会会員 岩手県知事(1)第2713号

[https://www.sumube.jp/ 株式会社 すむべ](https://www.sumube.jp/) 〒024-0092 北上市新穀町2丁目4-8

0197-62-7728

すむべで検索



お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！

後悔しないための お墓探しハンドブック



【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方
- ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場
- ・購入者の体験談など

全20ページ
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます！

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒に届けします～



0120-626-213

いいお墓お客様センター

受付時間：9時～16時（年中無休）

24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック



*このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書 東証プライム上場 証券コード：6184 が運営しています。

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
<https://www.kamakura-net.co.jp/>

『こんなお悩みありませんか?』

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとお坊さんに
お経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいか分からず

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いいお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5 万円~ 決まった金額だから安心！

0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いいお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
 「いいお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が
 行っています。



相続税のことなら 公認会計士・税理士 清水真弘事務所へ!

税務署から
「相続税」のおたずね
が届いた

相続税の
申告の仕方
がわからない

所得税の準確定申告
が心配



一生に何度も経験されることのない相続手続きは
さまざまな事態に直面することになります。



弁護士・司法書士など多くの専門家と提携



専門家としての豊富な知識と経験



まずは相続税がかかるかどうか確認!



公認会計士 税理士 **清水真弘事務所**

☎ 0197-64-1283

岩手県北上市上野町1-26-34

営業時間: 9:00-17:30 定休日: 土日祝日

URL: <https://office223.com/>

東北税理士会 花巻支部

清水 真弘



発 行 北上市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年2月

